

関市広告掲載要綱

平成 20 年 8 月 7 日

関市告示第 140 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市の資産を民間事業者等に広告媒体として提供することにより活用し、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告の掲載が可能なものをいう。

ア ホームページ

イ 広報紙、封筒その他市が発行する印刷物

ウ コミュニティバスその他市の公用車

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等が広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告掲載を希望する民間事業者等をいう。

(4) 広告代理店等 広告主からの広告掲載の仲介業であるかを問わず、広く広告の印刷、製作その他広告に関し対価を得ることを事業として行う民間事業者等をいう。

(広告掲載に関する基本的な考え方)

第 3 条 広告掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、その内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載する広告は、市のイメージ向上及び地域経済の活性化につながると思われるものを優先するものとする。

3 屋外に広告掲載する際の内容及びデザインは、その地域の特性に配慮したものでなければならない。

(広告掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 人権の侵害若しくは名誉毀損になるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 社会問題について主義主張が含まれるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) その他広告掲載するものとして市長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載することができない業種又は業者、広告内容その他広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告掲載に係る規格、枠数、位置及び期間（以下「広告の規格等」という。）は、第10条に規定する審査会の審査を経て、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の方法)

第6条 広告掲載は、広告の規格等に応じて次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広告掲載する権利を販売する方法
- (2) 広告を掲載した物品等の寄附を受ける方法

2 別に定める場合を除き、広告掲載するために必要となる物品の製作費、設置費等の費用は、広告主又は広告代理店等が負担する。

(掲載料金の徴収)

第7条 市は、広告掲載の対価として広告媒体ごとに別に定める料金（以下「掲載料金」という。）を広告主又は広告代理店等から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に規定する方法により広告掲載するときは、掲載料金は徴収しない。

(広告主又は広告代理店等の選定方法)

第8条 広告掲載に係る広告主又は広告代理店等の選定は、第6条第1項第1号の方法によるときにあっては第1号又は第2号に掲げるいずれかの方法によ

り、同項第2号の方法によるときにあっては第3号の方法により行うものとする。

(1) 広告主を募集し選定する方法

(2) 指名競争入札により広告代理店等を選定し、当該選定した広告代理店に広告主の募集をさせ、広告主を選定する方法

(3) 第6条第1項第2号の物品等に係る広告代理店等を募集し選定する方法

(指名競争入札等の参加指名及び広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、前条第1号又は第2号の規定による募集に応じようとするときは、関市広告掲載申請書（別記様式第1号）に広告掲載案を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前条第2号の方法によるときは、当該申請書及び広告掲載案を広告代理店等が取りまとめて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前条第2号又は第3号の方法により広告代理店等を選定するときは、関市契約規則（昭和39年関市規則第5号）に基づく競争入札参加資格者名簿登録者のうちから次条の審査会の審査を経て、当該入札又は募集に参加する広告代理店等を指名するものとする。

(審査会)

第10条 広告の規格等、広告代理店等の指名及び広告掲載の可否等の広告掲載に関して重要な事項を審査するため、関市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

3 会長は、市長公室長をもって充て、会務を総括し、必要に応じて審査会を招集する。

4 副会長は、市長公室企画広報課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、財務部管財課長、財務部財政課長、財務部契約検査課長、協働推進部生涯学習課長、基盤整備部都市計画課長及び産業経済部観光課長をもって充てる。

6 審査会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めたときは、審査する内容に関連する所管の課等の長その他関係者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 審査会の庶務は、市長公室企画広報課において処理する。

(広告主及び広告代理店等の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による申請があったときは、審査会の審査を経て当該広告掲載の可否を決定し、その旨を広告主に通知する。この場合において、第8条第2号の方法によるときは、当該広告代理店等を経由して広告主に通知するものとする。

2 市長は、第6条第1項第2号の方法により広告掲載を行うときは、別に定める基準により第9条第2項の規定により指名した広告代理店等に広告内容を通知し、提案のあった者の中から、審査会の審査を経て広告掲載の可否を決定し、当該広告代理店等に通知する。

3 前2項の規定による通知は、関市広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は関市広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により広告掲載することに決定した広告主及び広告代理店等（以下「広告主等」という。）と広告掲載に係る契約（以下「広告契約」という。）を締結するものとする。

(広告主等の責務)

第12条 広告掲載する広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

(申請の内容変更及び取下げ)

第13条 広告主等は、広告掲載に係る申請の内容変更又は取下げをしようとするときは、関市広告掲載内容変更等承認申請書（別記様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は取下げの申請があった場合は、必要に応じて審査会の審査を経て、その可否について決定し、関市広告掲載内容変更等承認（不承認）決定通知書（別記様式第5号）により広告主等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により内容変更又は取下げの承認の決定をしたときは、別に定める基準により当該広告に係る掲載料金を返還し、又は変更することができる。

(広告掲載の決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定の取消しをすることができる。この場合において、市長は、関市広告掲載決定取消通知書（別記様式第6号）により、その旨を広告主等に通知しなければならない。

- (1) 広告の内容が申込みのあった広告案と著しく相違するとき。
- (2) 広告の内容が第4条の規定に該当すると判明したとき。
- (3) 掲載料金が市長の指定する期日までに納付されなかったとき。
- (4) 広告原稿が市長の指定する期日までに提出されなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しをしたときは、当該広告に係る掲載料金の返還又は変更をしない。

3 市は、第1項の規定による取消しにより広告主等が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料金の返還等)

第15条 市長は、市の責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなった場合は、当該広告に係る掲載料金の返還、変更その他適当な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年8月7日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第69号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日告示第47号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月5日告示第207号)

この告示は、令和2年8月5日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 15 日告示第 367 号)

- 1 この告示は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。